

平成26年度 社会福祉法人燕市社会福祉協議会事業計画

～ 『地域が支えるその人らしい暮らし』をかなえるために ～

[趣 旨]

社会の少子高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯、高齢者のみの世帯の増加や家族形態の変容による地域コミュニティ機能の衰退など、社会的な影響が危惧されています。近年では、経済や雇用環境の変化も加わり、貧困や孤立死、引きこもりなど新たな福祉課題が顕著になってきています。

このような中で、住民が安心して生活できる環境を整え、住民主体の福祉コミュニティづくりを進めていくためには、行政だけではなく地域や専門機関などが連携し、地域社会全体で支え合っていくための具体的なしくみづくりが重要であると考えます。

社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、民間計画である『第2次燕市地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』の実践2年目として、行政計画である「第2次燕市地域福祉計画」との一体的な地域福祉の推進を強化していきます。特に、多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応として、昨年度より配置したコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が推進役となり、住民と一緒に地域福祉について話し合い、地域課題の早期発見・解決に向けた支え合いについて考え、地域のつながりの再構築に向けた継続的な活動を展開していきます。さらには、両計画の達成を目指し、「地域力の向上＝共助力の復元」による福祉のまちづくりを進めます。また、社会的孤立や経済的困窮などの新たな福祉課題から発見した困難ケースについては、全市的な総合相談支援機能により解決につなげます。

以上の状況を踏まえ、本会の取り組みに対し広く市民、関係組織や機関等の理解と協力を得るとともに、組織強化並びに自主財源の確保など、経営基盤の安定に向けて取り組みます。そして、より民意を反映した新たな戦略を考え、実効ある福祉ネットワークの構築を進めます。

[基本方針]

1. 法人組織の強化

法人組織をより効率的・効果的に運営するために、事業等の企画段階において、理事・評議員の参画と、他領域の民意を反映させる各種部会・委員会機能の強化を図ります。さらに、本会事業の活性化を図るため、事務局機能の強化と計画的な役員職員の研修・情報提供に努めます。

また、職員における業務の担当や分掌事項をより明確に示すとともに、個別事業に対する必要性、有効性等を分析する「事業評価」を行います。さらに、公正な職員評価システムとなる「人事考課制度」の運用により、職員の士気の向上に努めながら、事業評価との相乗的実効性を高めます。

2. 安定した事業財源の確保

低迷する経済情勢にありながら、本会の事業財源である会員会費及び赤い羽根共同募金では、自治会のご協力、市民や企業等の皆様のご理解のもと実績を上げています。しかし、今後の財源獲得では厳しい状況が予測されることから、地域福祉をはじめとする各種事業の見直しを含め、ニーズに即した取り組みを行っていくことが必要となります。

このような中で本会は、自治会等の関係団体と密接な連携を保ちながら財源の獲得方法や使途内容の周知方法を協議し、市民や企業等に対する一層の理解と協力を訴え、財源の拡充に努めます。また、本会全体で各種助成事業に関する情報を収集し、的確かつ積極的な助成金の活用を図ります。

3. 施設の管理運営

施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意しながら、利用者のニーズ把握に基づく利用者増にむけた新たな事業展開を目指し、適切な管理運営に努めます。さらに、燕市より指定管理者となっている施設では、その利用状況や効果についての検証により、多角的に施設の目的達成のための検討を進めます。

また、改修や補修が必要である施設については、財源の確保に努めながら計画的に進めます。

4. 地域を支える人づくり

燕市ボランティア・市民活動センターとしてのビジョンを明確にし、計画的にその機能強化を図るとともに、市民活動やボランティア活動の活性化を目指し、地域におけるニーズや福祉課題の把握に努め、それらに対応できる人材の発掘及び養成を行います。

また、福祉教育を推進していくにあたり、学校における取り組みだけにとどまらず、「地域ぐるみの福祉教育支援」推進体制の検討を進めます。さらに、関係機関や団体等との連携及び協働を一層強化していくとともに、自主的に福祉活動並びに福祉教育などを行う団体、NPO等に対して情報提供等によりその活動を支援し、市民活動や地域福祉活動を促進します。

5. 一人ひとりの自立生活を支えるシステムづくり

『第2次地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』に掲げる地域支え合い活動を充実させます。平成26年度は、先駆的に市内4ヶ所のまちづくり協議会区域において、「地区支え合い活動推進委員会」の設置と「地区支え合い活動推進員」を配置し、住民とCSWの連携のもと、支え合い活動を継続的に推進していくための体制づくりを進めます。併せて、身近な地域における福祉ニーズを把握するとともに、必要な支援者の発掘や養成を行います。地域での対応が困難なケースには、スーパーバイズ機能を持つ全市的な総合相談支援機能により解決につなげます。

また、地域での自立促進や社会参加意欲、生きがいつくりを助長するために、サロン活動の拡充や日中の居場所づくりの確保など、当事者支援の充実並びに強化に努めます。

6. 福祉サービスの利用支援・権利擁護

本会の相談支援機能の一層の強化を目指し、「総合相談支援センター」の充実を図ります。同センターでは、障害者相談支援事業と福祉後見・権利擁護センター事業を一体的に運営すると共に、地域福祉部門やサービス提供部門とも密接につながることによって、本会の相談支援・課題解決体制を強化します。これにより、福祉行政の総合相談支援体制や各種支援機関等との連携を強固にし、『第2次地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』に掲げる総合相談機能を整えていきます。

福祉後見・権利擁護センターにおいては、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用支援や広報・普及活動、また権利の侵害を未然に防ぐための取り組みを進めるとともに、法人として成年後見人等を受任するなど、専門性が求められる個別ケースにも対応していきます。

7. 在宅福祉サービスの充実

介護保険法や障害者総合支援法による福祉サービスの良質で安定的な提供を目指します。サービスの提供にあたっては、地域福祉推進事業との連携したサービスの展開や、地域や関係機関等との協働による新たなサービスの開拓に努めます。

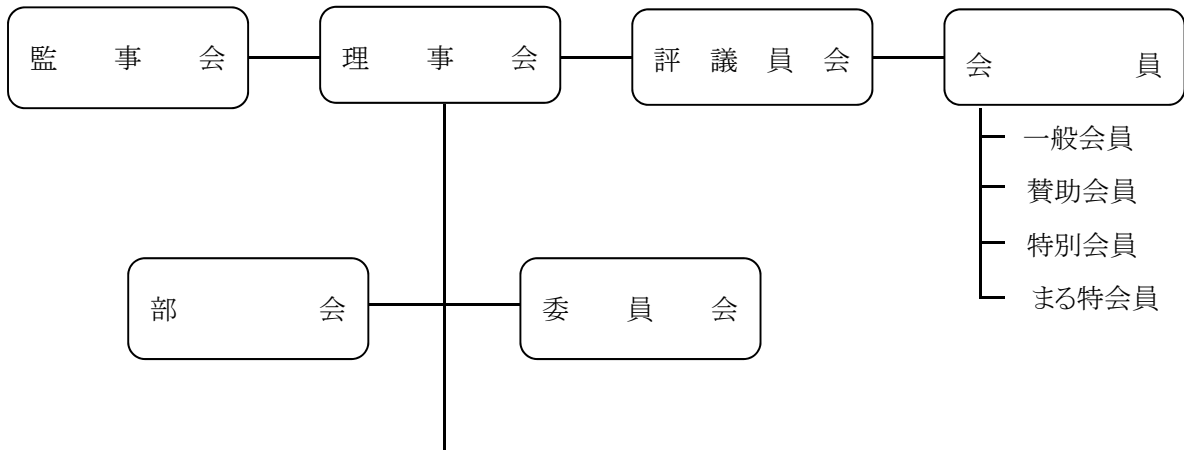
また、法改正による報酬体系の変更や人材の確保・育成など、合理的な対応を図りながら事業の健全経営に努めます。

8. 災害支援

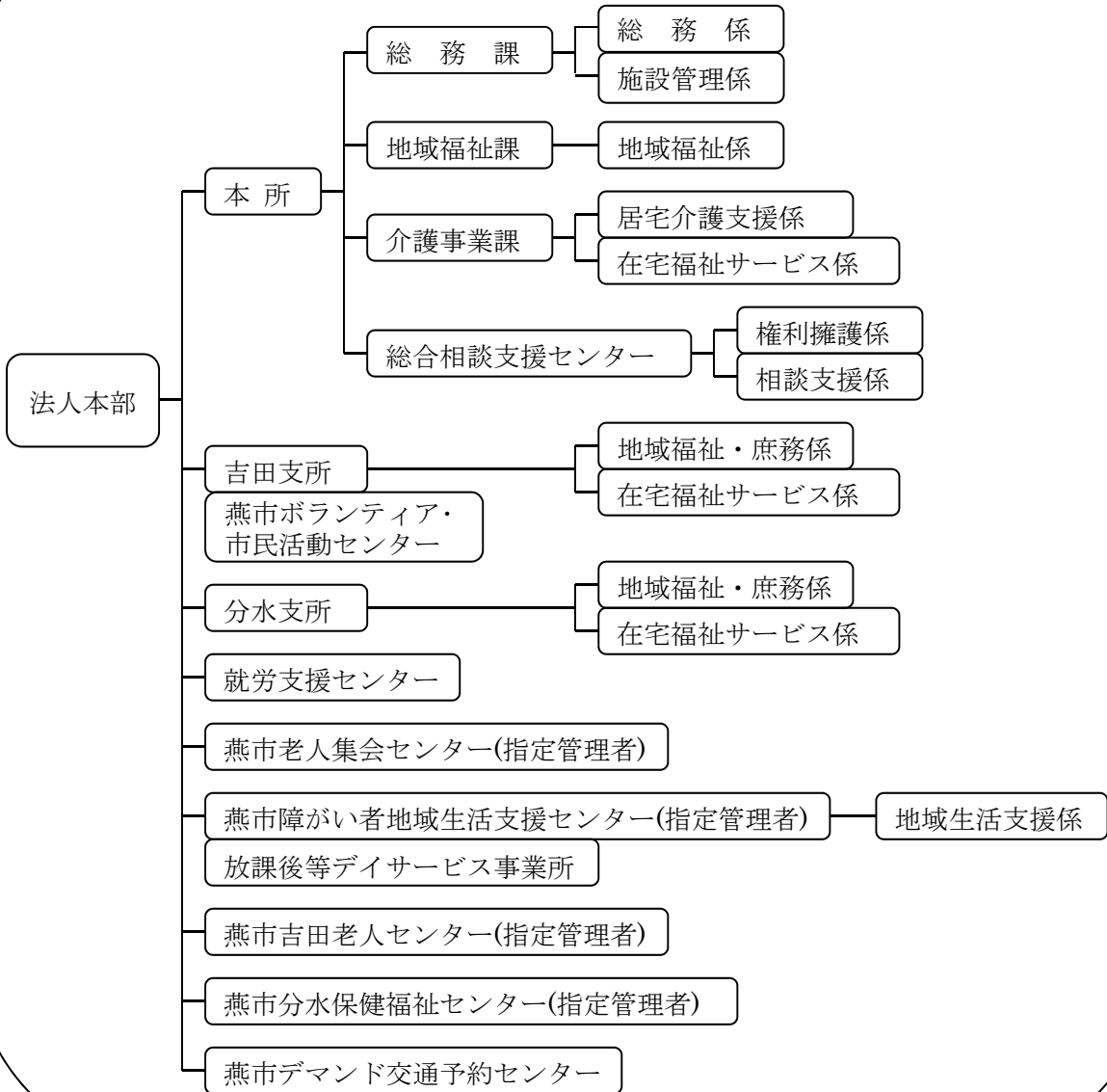
近年多発する自然災害に備え、「燕市災害ボランティアセンターマニュアル」に基づいた平常時の活動を進めます。

また、被災地における状況に応じ、「社会福祉協議会における災害救助活動に関する相互支援協定」による職員派遣や、市民ボランティアによる被災地支援活動の協力体制を整えます。

[燕市社会福祉協議会組織図]



《事務局》



[事業実施計画]

1. 法人組織の強化

■企画・調整機能の強化

事業	実施計画	内容
(1)法人本部事務所移転プロジェクト	年間	平成27年度の旧燕市役所吉田庁舎への移転に伴う組織体制の見直し、再編および必要備品の整備等の準備を進める。
(2)事業評価システムの実施	随時	当該年度における取り組み結果を担当課・係において分析・整理し、段階的な組織評価を行い、各事業の有効性を検証する。
(3)第2次地域福祉活動計画の実践・評価	年間	策定した「第2次燕市地域福祉活動計画」の実践2年目として、「燕市地域福祉計画」(行政計画)との実践状況把握に心掛け、目標の達成を目指す。また、「燕市地域福祉活動計画評価委員会」による年度ごとの進捗状況把握とともに、実践内容等を評価、検証する。

■会務・事務局機能の充実・強化

事業	実施計画	内容
(1)理事会	年4回	業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行う。
(2)評議員会	年3回	運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行う。
(3)監事会	年2回	上半期並びに当該年度における運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等についての監査を行う。
(4)法人運営部会	随時	法人組織基盤の強化、長期経営計画の策定、施設の管理運営等、本会の運営に関する事項を検討し、会長に提言する。
(5)地域福祉部会	随時	地域福祉活動の推進、福祉サービス利用の支援等、地域福祉推進に関する事項を検討し、会長に提言する。
(6)各種委員会	随時	個別の課題について協議し、調査研究を行い会長に意見具申するとともに、必要に応じ実践活動を行う。
(7)法人経営会議	月1回	会長並びに副会長出席のもと、業務執行上の近況及び収支状況報告や当面する課題についての方向性を検討する。
(8)管理会議	月1回	各部署の近況及び収支状況報告や当該職間の共通認識のもと、当面する課題についての方向性を検討する。
(9)本所・支所の情報共有システムの強化	通年	情報管理担当の配置や職員IT研修の実施等により、共有サーバーやグループウェア等、情報共有システムの有効活用・適正運用の促進を図る。また、会員会費や共同募金並びに地域福祉推進事業でのデータを共有するためのシステム構築を進める。
(10)課・係内会議	月1回程度	定期的に課・係内会議を実施することにより、事業の遂行状況把握及び評価を行うとともに、職員の主体性を促し、責任を持って事業に取り組む姿勢を助長する。

■ 広報・啓発機能の強化

事業	実施計画	内容
(1)ホームページの運営・充実	年間	ホームページを通して、本会各種事業の報告を行うとともに、市民がボランティア・市民活動への参加や、福祉サービスを円滑に利用できるよう、最新情報の提供に努める。
(2)社協だより「たっちハート」の発行	年6回 (偶数月)	本会の資産状況をはじめ、各種講座や推進事業等の周知を行う。また、中間支援組織として広く地域福祉活動団体・ボランティアグループ・当事者などの幅広い活動等を紹介する。併せて、紙面の作成にあたっては、読みやすい表現・デザインに努める。
(3)は～とふるカレンダーの作成	11月	本会の活動や地域の福祉活動を市民に知ってもらうために、写真入りのカレンダーを作成し、自治会や希望者に配布する。
(4)福祉大会(仮称)の開催	9月	社協事業をはじめ、地域福祉推進事業、ボランティア・市民活動、共同募金の必要性等について、地域住民並びに福祉活動団体等へ周知PRを行うとともに、ネットワークを促す機会として開催する。また、開催時において、社会福祉功労者に対して社協会長表彰を行う。
(5)心のバリアフリー、虐待防止法・DV防止法の啓発	随時	差別・偏見のない地域社会を目指して、幅広い層の市民が参加できる講座等を企画し、啓発活動を推進する。また、関係機関との連携を図りながら、虐待防止法及びDV防止法の啓発にも努める。

■ 役職員の資質向上及び福利厚生

事業	実施計画	内容
(1)役職員研修の実施	随時	講師を招いての研修会実施や、新潟県社会福祉協議会が主催する研修会への参加、また、先進地視察研修等、計画的に実施する。
(2)県民福祉大会への参加	10月	新潟県社会福祉協議会が主催する県民福祉大会に参加し、役職員や福祉団体等関係者の研鑽に努める。
(3)人事考課制度の運用	随時	職員の資質向上を図るため、評価結果を勤勉手当、定期昇給、契約更新時における処遇に反映する。併せて、目標管理制度を取り入れることにより、職員一人ひとりの業務遂行や能力開発について努力の焦点を明確にし、上司と共有することで組織全体の底上げを図る。
(4)会計実務の強化	年間	新会計基準の適用を受け、事業担当者において伺い書の作成から予算及び実績の管理を把握し、収支状況を毎月報告する。また、税理士により会計実務に関する指導を受け、会計処理等の適正化を図る。
(5)職員内部研修会	年3回程度	内部講師や外部専門講師等による職員研修を計画的に実施し、職員の資質向上を目指す。
(6)実務職員会議	年3回	各部署の実務職員が定期的に会し、業務の相互理解のもと、組織内での連携強化を図る。
(7)職員の福利厚生	年間	職員が健康で働きやすい職場とするため、職員互助会の推進並びに福利厚生センターへ加入し、福利厚生の増進を図る。また、年1回の定期健康診断を実施する。

2. 安定した事業財源の確保

■ 会員会費の拡充

事業	実施計画	内容
(1)一般(世帯)会員の加入促進	8月	自治会の協力のもと、一般会員の募集を行い、市民からの社協事業への参加並びに協力を促進し、福祉サービス充実のための事業財源の確保を目指す。また、各自治会にも積極的に出向き、社協活動(地域福祉推進事業)に対する理解を求める。
(2)賛助会員・特別会員の加入促進	6月 (強化月)	企業等に対し、郵送での協力依頼のほか、役職員等の連携により社協活動(地域福祉推進事業)の啓発を図り、全市的な加入促進に努める。
(3)まる特会員の募集	6月 (強化月)	企業等に対し、本会機関紙やホームページに広告を掲載するなど社協活動(地域福祉推進事業)の啓発を図り、賛同企業等の募集に努める。

■ 共同募金運動への協力(新潟県共同募金会燕市支会)

事業	実施計画	内容
(1)戸別募金への協力	10～12月	地域福祉推進事業の有効な財源となるため、自治会の協力のもと、戸別募金の協力依頼を行う。12月には、歳末たすけあい募金への協力を依頼する。
(2)法人・大口募金への協力	10～12月	企業等に対し、郵送での協力依頼のほか、職員が企業を訪問し、共同募金の趣旨や地域福祉推進事業を説明するなど全市的な協力依頼を行う。
(3)その他の募金への協力	10～12月	職域募金・街頭募金・学校募金等のほか、施設や店舗の窓口など募金箱設置の協力依頼を行う。
(4)助成審査委員会への協力	随時	福祉活動並びに市民活動を助長、育成するため、関係団体の活動費助成申請等を審査する助成審査委員会の運営に協力する。

■ 事業財源の募集・確保

事業	実施計画	内容
(1)福祉基金等の運用	随時	継続的に積立を行うとともに、低金利の中、有効な運用方法について研究を行う。
(2)各種助成金の活用	随時	助成財団等への申請を積極的に行い、事業費や備品等購入費の確保に努める。また、関係団体に対し、活動支援のためにの助成情報を提供する。
(3)スポンサーの募集	随時	イベントや講座等の開催趣旨に賛同いただいた企業等より、協賛金や物品の提供を募るなど、新たな財源の確保に努める。

3. 施設の管理運営

■ 指定管理施設の管理運営

事業	実施計画	内容
(1)燕市老人集会センターの指定管理運営	年間	燕市の指定管理者として、高齢者等の健康増進と生きがいづくりの場を提供及び老人クラブ並びにボランティア団体の指導育成をするため、施設の管理運営を行う。

事業	実施計画	内容
(2)燕市障がい者地域生活支援センター「はばたき」の指定管理運営	年間	燕市の指定管理者として、障がい者に対する日常の相談や日中活動等を通じ、地域生活を専門的視野のもとで支援するため、施設の管理運営を行う。
(3)燕市吉田老人センター「燕市シニアセンターよしだ」の指定管理運営	年間	燕市の指定管理者として、高齢者の健康増進と生きがいづくりの場を提供するとともに、老人クラブ等の地域活動を育成助長するため、施設の管理運営を行う。
(4)燕市分水保健福祉センターの指定管理運営	年間	燕市の指定管理者として、市民の健康づくりの推進と高齢者の生きがいづくりの場を提供するとともに、老人クラブ等の地域活動を育成助長するため、施設の管理運営を行う。

■法人施設の管理運営

事業	実施計画	内容
(1)燕市老人福祉センター「つばめ荘」の管理運営	年間	老人福祉法に規定された老人に関する各種相談に対応するとともに、高齢者等の健康増進、教養の向上及びレクリエーションなど、生きがいづくりの場を提供する施設として運営する。また、施設活性化を図るために他課と連携し、地域福祉推進事業等による施設の有効活用を図る。他に、施設等のPRを兼ねて、敬老週間の催し物とした、本会並びに老人クラブ連合会共催による老人福祉センター祭を開催する。
(2)屋内ゲートボール場すぱーく燕の管理運営	年間	ゲートボール愛好者の利用を中心として、青少年等の他スポーツ練習や地域行事等の多目的利用も促進し、公益を目的とする施設として運営する。
(3)ふれあい喫茶「ぼぼ」の管理運営	年間	障がい者がボランティアと一緒に接客業を行うことにより、社会参加意欲の向上に努める。
(4)吉田ボランティア・市民活動センター「あい・ゆう」の管理運営	年間	ボランティアの研修や情報の交換・収集・提供等ができる市民活動を進める施設として運営する。

4. 地域を支える人づくり

■ボランティア・市民活動センター機能の充実・強化

事業	実施計画	内容
(1)ボランティア・市民活動センターの機能強化	年間	ボランティア・市民活動センターのビジョンを明確にし、計画的にその基本的機能の強化を図る。具体的には、運営委員会のあり方や本所・支所のボランティア・市民活動センターとしての窓口機能の充実を図る。
(2)登録・斡旋・相談・連絡調整、ボランティア活動保険への加入促進	年間	日常的なボランティアに関する登録・斡旋・相談機能を果たすと同時に、登録台帳の整備をはじめ、ニーズ把握並びに連絡調整等に努める。また、安心して活動ができるよう関係機関や当事者へボランティア活動保険の周知を図り、加入促進など側面的支援を行う。
(3)ボランティアコーナーの設置・管理	年間	身近な情報の発信源として、また、ボランティア間の情報交換の場として、本所及び支所にボランティアコーナーを設置し、最新情報の提供・収集に努める。

■人材の発掘・育成

事業	実施計画	内容
(1)ボランティア情報交換会の開催	随時	地域で活動するボランティア・市民活動団体、福祉関係施設等が、ボランティア・市民活動における知識や経験、課題解決のための意見や情報の交換等を通じて、地域の社会資源ネットワークづくりを目的に開催する。
(2)ボランティア発掘・養成講座の企画運営	年間	地域の福祉ニーズを反映し、地域における人材育成も含めた講座を企画運営する。また、既存の市民活動及びNPO・市民活動団体との相互連携によって、資質向上の研修や人材確保の講座を行う。
(3)福祉教育・総合学習の支援	年間	地域や市内の学校等に出向き、福祉体験の指導や講義などを行ない福祉教育の支援を行う。また、地域コーディネーターと連携し、さらなるネットワークを構築する。
(4)福祉教育担当者会議の開催	年2回	支援内容の情報周知や学校側のニーズ把握を目的に、市内学校の福祉教育担当教員、地域コーディネーターとの福祉教育担当者会議を開催する。また、関係者と連携を図りながら、学校や地域における福祉教育の充実を図る。

■住民団体との連携・支援

事業	実施計画	内容
(1)民生委員・児童委員との協働	年間	地区における民生委員・児童委員協議会の定例会等へ出向き、本会実施事業の周知を図るとともに、協働による地域福祉の推進に努める。
(2)まちづくり協議会との連携	年間	各まちづくり協議会の会合等に参加し、地域の多様な福祉ニーズを把握し、それに対応するための連携を図る。また、地域支え合い活動の実践エリアとしての理解・協力を得ながら、地域における体制づくりを進める。
(3)福祉活動団体等への支援	随時	自主的に福祉活動を行う新規の団体・グループに対し、活動及び助成に関する情報を発信し、その支援を行う。
(4)市内支援機関との連携	年2回程度	市内支援機関(行政、地域包括、障害者相談支援の事業所等)と定期的に継続した情報交換会を開催し、業務の相互理解のもと、課題解決に向けた円滑な連携体制の強化を図る。
(5)NPO・市民活動への支援	年間	定期的な情報交換会を行い、既存のボランティア・市民活動団体と更なるネットワーク化を図り、発展的な活動への支援を行う。
(6)ボランティア連絡協議会への支援	年間	市及び地区のボランティア連絡協議会に対し、本会ボランティア・市民活動センターとの連携のもと、事務局運営等の支援を行う。
(7)老人クラブ連合会への支援	年間	市及び地区の老人クラブ連合会に対して、事務局運営等の支援を行う。
(8)24時間TVチャリティー募金への支援	8月	日本テレビ放送網株式会社のチャリティー・キャンペーンによる募金活動に対し、ボランティアや市民、学生の参加を呼びかけ活動を支援する。

5. 一人ひとりの自立生活を支えるシステムづくり

■福祉コミュニティの推進

事業	実施計画	内容
(1)地域支え合い体制の推進	年間	「第2次地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～」に掲げる地域支え合い活動を推進する。平成26年度は、市内4ヶ所のまちづくり協議会エリアに、「地区支え合い活動推進委員会」の設置と「地区支え合い活動推進員」を配置し、CSWとの連携のもとで住民主体の支え合いの仕組みづくりを実践する。また、困難なケースは、全市的な総合相談支援機能により、解決に向けた支援を展開する。
(2)地区福祉懇談会の開催	随時	地区ごとに福祉懇談会を開催し、本会実施事業の周知を図るとともに、地域における課題を把握・共有し、福祉コミュニティの推進を図る。
(3)ふれあいサロン事業の拡大・充実	年間	協力員(ボランティア)と参加者とが協働で行うふれあいサロンを全市的に拡充することで、共助の推進のみならず、市民の居場所づくりや高齢者の介護予防を促進する。
(4)子育てサロンの拡大・充実	年間	地域住民が主体となった活動の促進、親子の居場所づくり・仲間づくりとした実施地域の拡充を図る。
(5)介護者サロンの拡大・充実	年間	在宅介護者が気軽に集い、日頃の悩みや気持ちを分かち合い、リラックスした時間を過ごすためのサロンの拡充を図る。
(6)地域介護予防活動支援事業の実施	年間	燕市の受託事業として、担当課・係や関係機関との連携により、介護予防活動のためのリーダーを発掘・養成するとともに、それらを中心とした地域における介護予防への取り組みを推進する。

■給付事業の実施

事業	実施計画	内容
(1)配食サービス事業の実施	年間	燕市の受託事業として、地域で安否確認の必要な高齢者に対し、ボランティアによる配食サービスを実施し、声かけ・見守りから孤独死等の事故防止につなげる。
(2)障がい者タクシー利用券等助成事業の実施	年間	燕市の受託事業として、障がい者(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A)に対し、当事者が利用するタクシー料金または自動車燃料費の一部を助成する。
(3)金婚慶祝事業の実施	9月	結婚50年を迎えた夫婦に対して、敬老の日に祝詞を贈呈する。
(4)児童遊園地等ベンチ整備事業の実施	9月	市担当課及び自治会との協議のもと、児童遊園地等に本会及び共同募金会の文字入りベンチを設置する。
(5)歳末たすけあい配分事業の実施 ・おせち料理宅配事業	12月31日	75歳以上単身世帯や85歳以上のみ世帯等を対象として、大晦日におせち料理を宅配する。

事業	実施計画	内容
・玄関前除雪支援事業	冬季	自力での除雪が困難であり、かつ他からの除雪協力が得られない高齢者や障がい者のみの世帯を対象に、玄関から道路までの除雪支援を行う。また、地域住民による除雪支援を行う自治会へ活動費を助成する。
・クリスマスケーキ贈呈事業	12月	小学生以下の児童のいる一定の基準を下回る低所得世帯の児童に対し、クリスマスケーキを贈呈する。
・ふれあいサロン歳末イベント助成事業	12～1月	ふれあいサロンが歳末時期に行うイベントに対し、地域福祉活動の振興及びあたたかい歳末を迎えてもらうことを目的に、事業費(上限5,000円)を助成する。
・入学祝品贈呈事業	3月	次年度小学校に入学する市内全児童に、本会を知ってもらうきっかけとして学用品(鉛筆)を贈呈する。

■当事者支援の充実・強化

事業	実施計画	内容
(1)在宅介護者リフレッシュ事業の実施	年間	燕市の受託事業として、在宅介護者を対象に日頃の介護疲れを癒すため、気軽に集まれる居場所づくりや昼食会、情報交換会、温泉旅行を実施する。また、男性在宅介護者の参加拡大を図る。
(2)就労支援センター事業(就労継続支援A型)の実施	年間	障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業として、一般企業等での就労が困難な障がい者を対象に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。主な作業として、事業所内で行う製品製造や宅配定食の他、一般企業に出向いて請負業務を行う施設外就労に取り組む。
(3)地域活動支援センター事業の実施	年間	機能強化型(I型)事業(国庫補助事業)として、地域で暮らす障がい者等に対し、創作的活動や日中活動の機会の提供などを通して、社会との交流の促進等を図る。また、地域に対する障がい理解及び連携強化並びにボランティア育成等の機能を果たす。
(4)放課後等デイサービス事業の実施	年間	通学中の障がい児に対し、放課後や長期休校期間中において、本人の希望をふまえたサービスと生活能力向上のための訓練等を継続的に提供していく。また、学校教育や医療の関係機関と連携しながら、障がい児の自立促進と放課後の居場所づくりの推進を図る。
(5)日中一時支援事業の実施	長期休校期間	学齢期障がい児に対する見守り・一時預りを行うことにより、家族の休息や就労等の機会の確保を図る。実施場所は「四箇村ふれあい館」を借用し、実施期間は夏休み等長期休校期間限定とする。

■燕市デマンド交通予約センターの受託運営

事業	実施計画	内容
(1)デマンド交通予約センターの運営管理	年間	燕市地域公共交通会議からの委託を受け、燕市デマンド交通予約センターで、予約制乗り合いワゴン車「おでかけきららん号」の予約受付業務と運転手への配車業務を行う。主に高齢者のための公共交通機関の一つとして、地域福祉の向上に努める。

6. 総合相談支援機能の強化

■福祉サービス利用相談・権利擁護

事業	実施計画	内容
(1)総合相談支援センターの推進	年間	障害者相談支援事業と福祉後見・権利擁護センター事業を一体的に実施。関係機関(地域包括支援センター、基幹相談支援センター等)との連携の下、市委託の総合的な相談支援機関として、さらなる機能の充実に努める。併せて法人内部(法人運営、地域福祉及びサービス提供の各部門)との繋がりを深め、社協としての総合力発揮に向けた体制の構築を目指す。
・障害者相談支援事業の実施	年間	障害者総合支援法に基づく指定(特定/一般)相談支援事業者及び障害児相談支援事業者として障がい者・障がい児等からの相談に応じるほか、個別給付に基づく相談支援(計画/地域/障がい児)を実施する。 ※主たる事業所: 障がい者地域生活支援センターはばたき
・権利擁護の推進	年間	高齢や障がいなどにより判断能力が十分ではない人の権利擁護支援を推進する。日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援や活用の促進のための広報・普及活動のほか、ネットワークの形成や法人による後見活動、更には虐待の防止に資する活動を展開する。 ※主たる事業所:燕本所
・心配ごと相談の実施	月5回	市民の気軽な相談窓口として、3地区(燕・吉田・分水)で定期的に開設する。
・弁護士相談による法律相談の実施	月2回	多岐にわたる法的な相談ニーズに応じるため、弁護士による法律相談を事前予約制で定期的に開設する。
(2)生活福祉資金貸付制度の利用支援	年間	低所得世帯等の社会的な自立更生を助長するため、制度の利用窓口としての役割を果たす。
(3)小口資金貸付事業の実施	年間	低所得等の世帯に対し、緊急一時的な資金として貸し付けを行い、経済的自立や生活の安定を支援する。

7. 在宅福祉サービスの充実

■介護事業課の事業管理・経営

事業	実施計画	内容
(1)実施事業の管理	年間	法令遵守を基本とし、人権の尊重と自立支援の立場に立ち、公正・中立をもって適切かつ円滑なサービスの提供を行う。当面、現状サービスを存続しつつ、法的動向を敏感に入手し事業経営に努める。

■高齢者福祉サービス事業

事業	実施計画	内容
(1)居宅介護支援事業の実施	年間	介護保険制度の指定居宅介護支援事業所として、介護支援専門員による業務を行う。住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活が営まれるよう適正な支援に努める。

事業	実施計画	内容
(2)(予防)訪問介護事業の実施	年間	介護保険制度に基づき、要支援または要介護認定を受けた高齢者等に対し、ホームヘルプサービスを提供する。
(3)(予防)訪問入浴介護事業の実施	年間	介護保険制度に基づき、要支援または要介護認定を受けた高齢者等に対し、看護師及び訪問介護員が自宅へ浴槽を運び入れて入浴サービスを提供する。
(4)軽度生活支援事業の実施	年間	燕市の受託事業として、おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方に対し、ホームヘルプサービスを提供する。

■障がい者福祉サービス事業

事業	実施計画	内容
(1)居宅介護事業の実施	年間	障害者総合支援法により、障がい者に対するホームヘルプサービスを提供する。
(2)重度訪問介護事業の実施	年間	障害者総合支援法により、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対し、ホームヘルプサービスを提供する。
(3)同行援護事業の実施	年間	障害者総合支援法により、移動に著しい困難を有する視覚障がい者等の外出に同行し、必要な情報の提供、移動の援護を行う。
(4)身体障害者訪問入浴事業の実施	年間	燕市の受託事業として、自宅浴槽での入浴が困難な重度心身障がい者(児)に対し、看護師及び訪問介護員が自宅へ浴槽を運び入れて入浴サービスを提供する。
(5)移動支援事業の実施	年間	燕市の受託事業として、障がい者等が外出や地域の行事等に参加するために、それぞれの状態に合わせ、不安なく外出や移動ができるように支援する。

■独自事業(法定外事業)

事業	実施計画	内容
(1)在宅生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施	年間	燕市に居住し身内や親族等の支援が得られない世帯を支援するためにホームヘルプサービスを提供する。

8. 災害支援

■災害支援

事業	実施計画	内容
(1)災害支援体制の整備	年間	「燕市災害ボランティアセンターマニュアル」に基づき、平常時の災害支援体制を整える。併せて、行政や災害救援NPOとの連携を図る。また、災害発生時には、「社会福祉協議会における災害救助活動に関する相互支援協定」により、職員派遣や市民ボランティアによる被災地支援活動を行う。